

「任意後見制度」のしくみ

任意後見制度とは

法定後見制度が、本人に援助が必要になった時点で利用される事後的制度であるのに対して、任意後見制度は、本人が健常な状態のときに、将来痴呆等によって援助が必要になる事態に備えて、あらかじめ援助の手段や方法について定めておく事前的制度です。

任意後見契約のプロセス

1. 本人が、任意後見契約を公正証書で締結し、任意後見人を選任
2. 公証人が、任意後見契約を登記
3. 本人の精神上的障害により能力低下
4. 本人、親族等が任意後見監督人の選任を家庭裁判所へ申立
5. 家庭裁判所が、任意後見監督人を選任
任意後見契約の効力発生
6. 任意後見監督人による監督のもと、任意後見人による委任事務の実行
家庭裁判所は、任意後見監督人を介して間接的に関与

任意後見人の選任方法

任意後見人は、本人の判断能力が低下後に職務を行う者です。したがって、本人にとって重大な権限を持つことになるため、信頼できる人を選任することが重要になってきます。個人的に人材を確保できない場合は、任意後見人候補者を斡旋してくれる弁護士会、司法書士会、社会福祉協議会といった専門家に依頼することをおすすめします。

任意後見契約の締結方法

任意後見契約は、公正証書によりなされることを要件とし、かつ公証人が、法務局に任意後見契約の登記を囑託します。

任意後見監督人の選任

任意後見監督人は、本人、親族等の請求により、家庭裁判所が選任します。選任にあたっては、本人の意見その他一切の事情を考慮します。複数選任すること、法人を選任することも可能です。

任意後見監督人の職務

任意後見監督人が任意後見人を監督し、家庭裁判所が任意後見監督人に指示、命令を出す間接的な関与となっています。

後見登記制度

従来は、禁治産、準禁治産宣告を受けると、戸籍に記載され、種々の資格制限を伴ったため、制度の利用が阻害されていました。

そこで、新しい公示制度として、法務局所管の登記手續によることとなりました。東京法務局のみの取扱で、登記事項証明書といった証明書が交付されます。

経過措置

従来の禁治産者、準禁治産者も申請によって、戸籍から登記へ移行することができ、旧戸籍は再製され、禁治産者、準禁治産者といった記載はなくなります。ただし、職権による一斉転換ではないので、あくまでも申請が必要となります。ただ、浪費を原因とした準禁治産者については、登記への移行ができないので、戸籍の記載はそのままということになります。

成年後見制度を支える団体のご案内

■ 社団法人 日本社会福祉士会

権利擁護センターぱあとなあ

東京都千代田区麴町 4-5 桜井ビル 3F

TEL 03-5275-3694 FAX 03-5275-0139

■ 徳島県社会福祉士会

成年後見センター ぱあとなあ徳島

徳島県板野郡藍住町奥野字原 78-1

TEL 088-693-1370 FAX 088-693-1370

■ 社団法人 成年後見センター・リーガルサポート

東京都新宿区本塩町 9-3 司法書士会館 4F

TEL 03-3359-0541 FAX 03-5363-5065

■社団法人 成年後見センター・リーガルサポート徳島支部

徳島市南前川町 4-41 徳島県司法書士会館

TEL 088-622-1865 FAX 088-622-1896